

平成26年度
マネジメント学部プロジェクト研究
リース取引会計の現状と動向
1140452 豊 祐 貴
高知工科大学マネジメント学部

目次

第1章 緒言
第2章 研究の目的
第3章 リース会計の構造
第4章 IFRS への統合化によるリース会計の問題点
第5章 リース会計の将来の展望
第6章 結論・まとめ
謝辞
参考文献

第1章 緒言

リースという言葉は、日頃ビジネスに携わる人ならたいてい耳にしている。リースという言葉が普及した半面、その内容が的確に把握されていない面もある。そこで、リースの意味や仕組み、歴史を理解するために明らかにしていく。

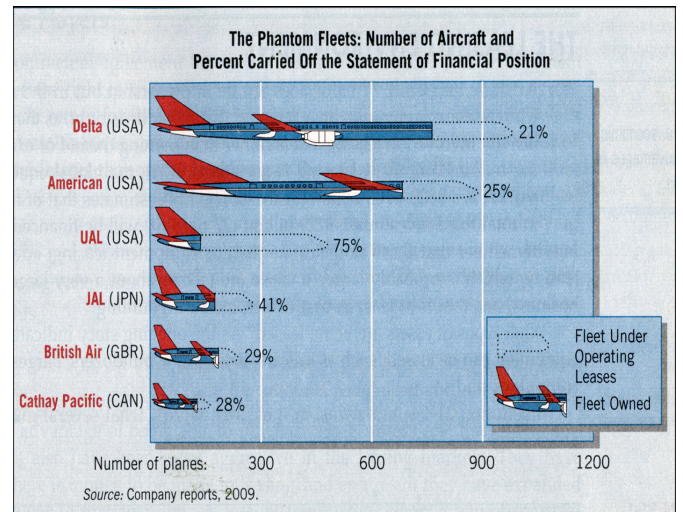
会計の国際化にともない、リース資産と負債が、これまで財務諸表でオフバランスとなっていたものが、オンバランスになろうとしている。

それによって、日本のリース産業に大きな影響があると、思われる。

本稿は、現在、リース会計をめぐって、何が生じているか、その動向と問題点を明らかにしようとするものである。

まず第1に、リース取引とは何か、
第2に、その会計問題とは何かを明らかにし、
このことに含まれるいくつかの問題点を明らかにする。

第2章 研究の動機・目的



(Donald E. Kieso et al, Intermediate Accounting, 11ed, p1087)

上の表は、各航空会社の中で帳簿に乗っている航空機の割合を表した表である。色がついている部分が帳簿に乗っている割合である。

この表を見ると、全てが帳簿に乗っていないということがわかる。日本の JAL は 41% もの割合が帳簿に乗っていない。

航空機産業の財務諸表を見ると、貸借対照表に航空機を掲載している会社とそうでない会社が存在する。なぜ貸借対照表にオンバランスされた航空機、オフバランスされた航空機が生まれるのであろうか？
このことはリース会計の処理が関係していると思われる。そこでリース会計とは何か。その影響は何か、究明する。

特に、従来のリース会計基準を変更し、簿外資産と債務(リース資産・債務)をオンバランス化することで、どのような影響を与えるのか、究明する。またリースのオンバランス化によって、利用者に提供する会計情報の機能・質は向上するか検討するものである。

第3章 リース取引会計の構造

日本にリースが本格的に導入されたのは1963年である。日本のリース産業は、リースの将来性に着目した企業グループが、新規の開拓事業分野として創設したものである。商社・銀行・生損保会社の出資により総合リース会社の大半が設立された経緯がある。その後、経済活動の変化とともに取引内容も変化し、複雑化している。

(1) リース取引とは

リース取引とは、リース取引に関する会計のこと。比較的高額な経済財について、その貸出しを専門の業とする企業が調達して、この使用を希望するほかの企業もしくは個人が借り出す方式のビジネスで、その賃貸料金であるリース料の設定においてレンタルと異なる方式のビジネスである。

・主なリース対象物

基本的にリースに出来ないものはないが、不動産リースには借手企業の相当レベルの高い信用能力が必要である為、一般的には消耗品を除く動産全般と理解される。

・情報通信機器（コンピュータやプリンタ、サーバ、複写機などの情報機器、通信機器）

・家具（机、ロッカー、売り場の陳列棚など）

工場などの生産設備（工作機械、印刷機械、射出成型機）、建設機械

・自動車、船舶、航空機、鉄道車両、フォークリフトなどの輸送機械

「中小企業の会計に関する指針」又は「中小企業の会計に関する基本要領」の適用対象とならない会社は、リース会計基準が適用される。

金融商品取引法の適用を受ける上場会社等は、財務諸表等規則により、リース会計基準の適用が義務付けられている。

リース取引は、基本的には借り手に対して使用収益の権利を与えるが所有権は貸し手にあるという特性から、借り手はリース料を費用（損金）計上できる有利さをもって成長してきたものである。伝統的に、リース取引はファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類され、ファイナンス・リース取引はさらに所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファ

イナンス・リース取引に分類されている。

(2) リース会計基準の変化・背景

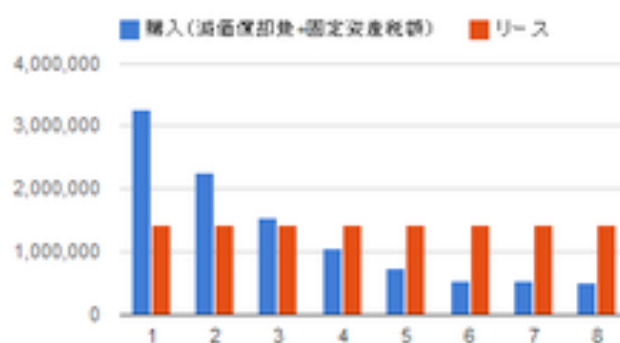
リース会計は、このような取引に関する会計の全般を意味するが、日本では2007年3月30日に、企業会計基準委員会（ASBJ）が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」および同適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を公表したことから、この会計基準を適用する会計を中心として展開されることとなった。現在のリース会計基準は、2008年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用されている。また、四半期財務諸表については、2009年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る四半期財務諸表から適用されている。

リース取引を経済実態に合わせて財務諸表に反映させる新会計基準が、2009年3月期決算から導入された。資産負債として計上すべきリース取引の範囲が広がり、財務の透明性向上が期待できる。ただ、新基準導入前に契約したリース取引は従来通り帳簿計上しない処理も認められたため、財務数値を比較しにくいとの声も出ている。

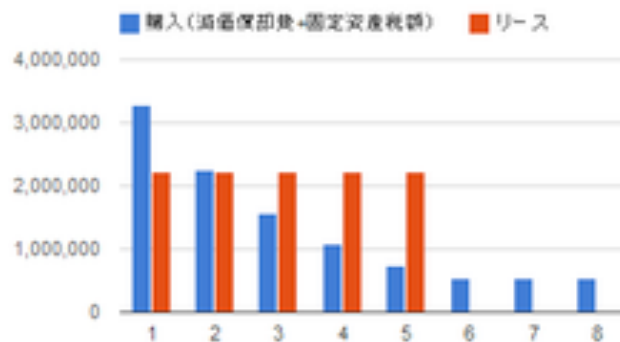
(3) リース取引のメリットとデメリット

■リース取引のメリット

・費用の平準化が可能



・早期の費用化が可能



・購入時のキャッシュアウトを抑えられる

- ・一定条件下でオフバランス処理が可能。
- ・銀行の融資枠を温存できる
- ・事務管理の省力化が図れること
- ・コスト把握が容易なこと
- ・初期投資費用が軽減されること
- ・契約から準備・入手が簡単

■リース取引のデメリット

- ・大幅に黒字計上できている企業の場合は、損金計上額が少なくなることで法人税を多く納付することになる為、購入して自社で減価償却した方が良い。
- ・特別償却や税額控除等が可能な物件の場合、購入した場合の方が早期に費用化が出来ることがある。
- ・リース料総額には必ず金利が乗る為、殆どの場合、最終的な支払総額はリースの方が高くなる（残価設定リース等、例外はある）ので、資金潤沢な企業の場合は購入した方が設備投資総額は安く済む。
- ・オンバランス処理が必要な企業の場合、事務作業が逆に煩雑になる場合がある。
- ・リース会社は銀行から融資を受けて借手企業の為に物件を購入する為、リース料も含めた最終的な金利は借手企業が直接銀行から借りる場合より高くなる。
- ・長期間に渡って使用しなければならない
- ・一般的に解約不可

(4) レンタルとの違い

類似する言葉に「レンタル」というものがある。なお、リース会計基準においては、レンタルはリース取引そのものに他ならないとされているが、これは「一定期間を定め一定の料金を貸借する取引＝リース」と定義している同会計基準冒頭の文章をみれば当然である。税法上は会計上オペレーティング・リースに相当するレンタルについての定義はない為、リースではなく通常の賃貸借取引とされる。定義上は類似した両者であるが、双方の経済的実情は全く異なる賃貸システムであり、混同せず理解することが必要である。

リースはリース会社が借手企業の為に新たに物件を購入する為、物件選択は借手企業が自由に行える。しかし、レンタルの場合はレンタル会社が既に所有している在庫の中から物件を賃貸するシステムの為、借手企業は在庫の中から借りる物件を選択する必要があり、在庫切れになっている場合はその物件は借りることが出来ない。

リースは比較的長期使用を前提にしたシステムであり、リースには解約不能条件があるのに対し、レンタルは短期使用が前提であり解約も自由である。レンタルは返却された物件を更に多数の会社に貸し出しコストを回収するが、リースは1社からコストを回収するビジネスモデルである。

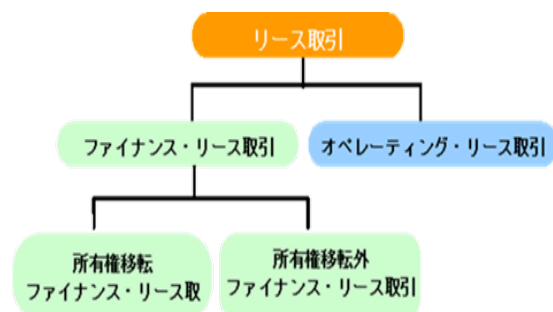
(5) オンバランスとオフバランス

バランスシート(貸借対照表)に計上される項目のことをオンバランス、反対にバランスシートに記載されていない項目のことをオフバランスという。

新リース会計基準により、ファイナンス・リースに関して、大会社はオンバランス処理する必要があるが、中小企業は以前通りオフバランス処理が可能である。大企業であっても一取引300万円以下の取引やオペレーティング・リースはオフバランス処理が可能。このため、航空機等をオペレーティング・リースで導入している航空会社の資産は、決算書上では実際に使用している資産よりも少なく見える為、少ない資産で効率よく経営しているように見せることが出来ていた。しかし、現在リース会計基準が変更され日本でも導入され、IFRSでは、オペレーティング・リースも含め全てオンバランス処理することとなった。

(6) リース取引の種類

リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類される。



<ファイナンス・リース取引>

ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の途中において当該契約を解除することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引（解約不能のリース取引）で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、

当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引（フルペイアウトのリース取引）をいう。

ファイナンス・リース取引は、「所有権移転ファイナンス・リース取引」（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの）と、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」（所有権移転ファイナンス・リース取引以外のファイナンス・リース取引）に分類される。

<オペレーティング・リース取引>

オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

ファイナンス・リース取引の具体的な判定基準

ファイナンス・リース取引は、以下の2条件（「解約不能」で「フルペイアウト」のリース取引のことをいう。

- (1) リース契約の中途解約が契約上または事実上において不可能である（解約不能の条件）
- (2) リース物件から生じる経済的利益と使用コストが実質的に借手に帰属することとなるようなリース取引（フルペイアウトの条件）

具体的に「フルペイアウト」とされる場合は、以下の要件を満たす場合である。

（現在価値基準（90%基準））

解約不能リース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件の見積現金購入価額（借手がリース物件を現金で購入すると仮定した場合の合理的な見積金額）の概ね90%以上であるリース取引。

（経済的耐用年数基準（75%基準））

解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上であるリース取引。

<現在価値の算定方法>

リース料の支払い条件に基づき、貸手の計算利率（貸手の計算利率を知り得ない場合は借手の追加借入利率）を使用して、複利計算の方法で割引計算を行い、リース取引開始時のリース料総額の現在価値を算定する。

借手による残価保証がある場合、借手及び貸手は、この残価保証額をリース料総額に含めて現在価値を算定する。借手以外の第三者による残価保証がある場合、

貸手においては、この第三者保証額をリース料総額に含めて現在価値を算定する。

リース料に含まれる維持管理費用相当額（リース物件にかかる固定資産税、保険料等）、通常の保守等の役務提供相当額（リース物件のメンテナンス費用等）は、原則として、リース料総額から控除するが、これらの金額のリース料に占める割合に重要性が乏しい場合には、控除しないことができる。

割安購入選択権付リース取引の場合、その行使価額をリース料総額に含めて現在価値を算定する。

・所有権移転ファイナンス・リース取引の判定基準

ファイナンス・リース取引と判定されたもののうち、次の1から3のいずれかに該当するリース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する。

1.譲渡条件付（所有権移転条項付）リース取引

リース契約上、リース期間終了後またはリース期間途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引。

2.割安購入選択権付リース取引

リース契約上、借手に対して、リース期間終了後またはリース期間途中で、名目的な価額またはその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利（割安購入選択権）が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引。

3.特別仕様物件のリース取引

リース物件が、借手の用途等に合わせて特別の仕様により製作または建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリースまたは売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引。

（6）ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理

【リース資産及びリース債務の計上】

借手は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の開始日に、次の(a)(b)のいずれか低い額を「リース資産」、「リース債務」として貸借対照表に計上する。

a リース料総額の現在価値

b 貸手の購入価額（貸手の購入価額が明らかでない場合は見積現金購入価額）

所有権移転ファイナンス・リース取引の場合、リース物件の貸手の購入価額が明らかなき場合は当該価額を計上し、明らかでない場合は、リース料総額の現在価値または見積現金購入価額のいずれか低い額を計上する。

リース資産は、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括して「リース資産」として表示する。ただし、有形固定資産または無形固定資産に属する各科目に含めることもできる。

リース債務は、リース料の支払期限 1 年以内・超に区分して、次のとおり表示する。

a.貸借対照表日後 1 年以内に支払期限が到来するもの：流動負債に表示

b.貸借対照表日後 1 年を超えて支払期限が到来するもの：固定負債に表示

【リース資産の減価償却】

所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額を残存価額とする）として減価償却を行う。

減価償却方法は、企業の実態に応じて選択でき、また、自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法による必要はない。ただし、税法上は「リース期間定額法」のみが認められているため、実務上は、「リース期間定額法」により減価償却を行うこととなる。仮に、「リース期間定額法」以外の減価償却方法によって償却した額が税法上の償却限度額を超えた場合、その超過額は、税務上、当期の損金として認められない。

所有権移転ファイナンス・リース取引のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により、経済的使用可能予測期間を耐用年数として減価償却を行う。

【支払リース料の処理】

支払リース料は、利息相当額部分と元本返済額部分に区分し、利息相当額部分は支払利息（営業外費用）として処理し、元本返済額部分はリース債務の返済として処理する。

利息相当額は、原則として、利息法（リース債務の未返済残高に利率を乗じて、各期の利息相当額を算定する方法）によりリース期間中の各期に配分する。利息相当額の算定に用いる利率は、リース料総額の現在価値

がリース資産及びリース債務の計上価額と等しくなる利率。支払リース料と利息相当額の差額が元本返済額部分となり、この額をリース債務の返済として処理する。

ファイナンス・リース取引の判定の際に、リース料総額から維持管理費用相当額あるいは役務提供相当額をリース料総額から控除した場合、これらを差し引いた額で支払リース料の処理を行い、維持管理費用相当額あるいは役務提供相当額は、これらの内容を示す科目で費用に計上する。

【リース期間終了時の処理】

所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース期間が終了したとき、残価保証が付されている場合を除き、借手は、特に会計処理を要しない。残価保証がある場合、貸手に対する支払額（借手の残価保証額－貸手による物件処分価額）が確定したときに、この支払額をリース資産売却損等として処理する。

【再リースの処理】

所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース期間終了後、当該リースが再リースに移行したとき、借手は、再リース料を発生時の費用として処理する。

所有権移転ファイナンス・リース取引のリース期間が終了し、リース物件の所有権が借手に移転した場合、リース資産は、自己所有の固定資産に振り替えた後に減価償却を継続する。

【リース資産総額に重要性が乏しい場合】

未経過リース料の期末残高割合が 10%未満の部分の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、重要性の観点から、次の 1 または 2 のいずれかの方法により会計処理することができる。

1.リース料総額から利息相当額を控除しないで計上する方法

リース料総額でリース資産及びリース債務を貸借対照表に計上し、減価償却費のみを費用として計上する。

2.利息相当額の総額を定額法によりリース期間の各期に配分する方法

リース料総額の現在価値またはリース物件の見積現金購入価額のいずれか低い額でリース資産及びリース債務を貸借対照表に計上し、支払利息を定額で費用として

計上するとともに、減価償却費を費用として計上する。

毎月定額のリース料が定められているような通常のリース取引においては、1.2 いずれの方法を採用しても、減価償却方法を「リース期間定額法」とすれば、費用処理する額と支払リース料の額は一致することになる。

＜未経過リース料の期末残高割合の算式＞

$$\frac{\text{未経過リース料の期末残高}}{\text{未経過リース料の期末残高} + \text{有形固定資産} + \text{無形固定資産の期末残高}} < 10\%$$

【個々のリース資産が少額の場合及びリース期間が短期の場合】

a. 一契約 300 万円以下のリース取引

企業の事業内容に照らして重要性が乏しい所有権移転外ファイナンス・リース取引で、リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引は、賃貸借処理できる。一つの契約に科目の異なる資産が含まれている場合、異なる科目ごとの合計金額により判定することができる。

b. リース期間が 1 年以内のリース取引

リース期間が 1 年以内のファイナンス・リース取引は、賃貸借処理できる。

c. リース料総額が購入時に費用処理する基準額以下のリース取引

企業が、重要性が乏しい一定の基準額以下の減価償却資産について、購入時に費用処理する方法を採用している場合、個々のリース物件のリース料総額がその基準額以下のファイナンス・リース取引は、賃貸借処理できる（リース料の中には利息相当額が含まれているため、リース料総額は基準額よりも利息相当額だけ高めに判定できる）。

（8）ファイナンス・リース取引に係る貸手の会計処理

【リース投資資産及びリース債権の計上】

貸手は、リース取引の開始日に、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース投資資産」、所有権移転ファイナンス・リース取引については「リース

債権」を貸借対照表に計上する。リース投資資産は、将来のリース料を収受する権利（リース料債権）と見積残存価額から構成される複合的な資産。

リース投資資産及びリース債権の計上額は、下記の会計処理の第 1 法の場合はリース料総額、第 2 法及び第 3 法の場合はリース物件の現金購入価額となる。

リース投資資産及びリース債権は、次の区分により表示する。

a. 会社の主目的たる営業取引により発生したもの：流動資産

b. 営業の主目的以外の取引により発生したもの

－ 貸借対照表日の翌日から起算して 1 年以内に入金期限が到来するもの：流動資産

－ 貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が 1 年を超えて到来するもの：固定資産

【基本となる会計処理】

貸手は、次の第 1 法から第 3 法のいずれかの方法を選択し、その方法により、継続的に会計処理を行う（所有権移転ファイナンス・リース取引の場合、リース投資資産をリース債権と読み替える）。

＜第 1 法：リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法＞

・リース取引開始日に、リース料総額を売上高として計上し、同額でリース投資資産を計上する。

・リース物件の現金購入価額（付随費用を含む）を売上原価として計上する。

・売上高と売上原価との差額は利息相当額として取り扱い、リース期間中の各期末において、利息相当額の総額のうち各期末日後に対応する利益は繰り延べ、リース投資資産と相殺して表示する。

＜第 2 法：リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法＞

・リース取引開始日に、リース物件の現金購入価額（付随費用を含む）によりリース投資資産を計上する。

・受取リース料を各期において売上高として計上する。

・受取リース料から各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース物件の売上原価として処理する。

＜第 3 法：売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法＞

・リース取引開始日に、リース物件の現金購入価額（付

随費用を含む)によりリース投資資産を計上する。

・各期の受取リース料を利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分して、利息相当額を各期の損益として処理する。

・受取リース料から利息相当額を差し引いた額をリース投資資産の元本回収額として処理する。

【受取利息相当額の処理】

貸手において、受取利息相当額の総額は、リース料総額及び見積残存価額の合計額からリース物件の取得価額を控除した額となる。

受取利息相当額は、貸手の計算利率を用いて、原則として、利息法によりリース期間中の各期に配分する。

【維持管理費用相当額及び役務提供相当額を区分した場合の処理】

ファイナンス・リース取引の判定の際に、リース料総額から維持管理費用相当額あるいは役務提供相当額をリース料総額から控除した場合、維持管理費用相当額あるいは役務提供相当額は、第1法のリース料総額または第2法及び第3法の受取リース料と区分して、収益計上するか、または固定資産税、保険料等の実際支払額の控除額として処理する。

【リース期間終了時の処理】

所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース期間終了後、借手から返還されたリース物件は、見積残存価額で、リース投資資産からその後の保有目的に応じて貯蔵品または固定資産に振り替える。リース物件を処分した場合、処分価額と帳簿価額との差額を処分損益に計上する。

【再リースの処理】

所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース期間終了後、当該リースが再リースに移行したとき、リース投資資産から振り替えた再リースの固定資産は、再リース開始時点の見積再リース期間にわたり減価償却を行い、再リース料を発生時の収益として計上する。

リース料債権部分	×××
見積残存価額部分	×××
受取利息相当額	<u>△ ×××</u>
リース投資資産	<u>×××</u>

ファイナンス・リース取引に係る貸手の簡便な会計処理

所有権移転外ファイナンス・リース取引の未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高割合が10%未満の場合、貸手としてのリース取引に重要性が乏しいと認められ、貸手は、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。

ただし、リース取引を主たる事業としている企業は、この定額法の会計処理を適用することはできない。

＜未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高割合の算式＞

$$\frac{\text{未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高}}{\text{未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高} + \text{営業債権の期末残高}} < 10\%$$

第4章 IFRS への統合化によるリース会計の問題点

これまでの日本企業のリース資産の借手は、賃貸借処理を行うことで資産を貸借対照表のオフバランス項目とし、総資産を圧縮することが可能だった。こうした会計処理を選択することで総資産利益率を高めるといった効果があった。しかし、IFRS への統合化による新基準では売買処理に一本化されることで、リース資産の借手である企業側には、資産のオフバランス化のメリットがなくなる。

つまり、リースを利用していた企業は、資産が膨張し、自己資本比率が急激に低下するリスクがあるということだ。さらにリースを使用する企業からは、会計処理、事務対応が極めて煩雑化し、リース活用をやめざるおえなくなると思われる。

この結果、企業によるリース取引は減少すると思われる。

第5章 リース会計の将来の展望

日本では長らくオフバランス処理が行われてきた。リース取引には、貸手が物件代金を融資するという「金融」の側面と、物件そのものを契約期間の間に賃貸するという「物融」の二つの側面がある。日本では物件の所有権が貸手に留保されているという法的側面や、リース期間終了後に物件を貸手に返還するという取引実態が重視されていた。このような背景から、日本でオフバランス処

理が選ばれたのは自然な流れだった。

日本のリース会計基準は、ファイナンス・リース取引を「所有権移転ファイナンス・リース取引」と「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に分類しており、これまでは、所有権移転外ファイナンス・リース取引に貸借処理の例外を認めていた。一方、IFRSでは、所有権移転の区別なくファイナンス・リース取引に売買処理を義務付けている。この点において、我が国とIFRSのリース会計基準は大きく異なっていたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の公表によってその差異は解消されることとなった。

しかしIASBでは、リース会計プロジェクトが進められており、現在とは考え方が異なる新たなリース会計基準が模索されている。

IASBは、2009年3月に討議資料「リース：予備的見解」を公表し、「使用権モデル」という新しいアプローチを提案している。同アプローチでは、リース契約によって借り手にリース資産の使用権がもたらされると考えられており、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースというこれまでの区分が廃止され、従来の売買取引に類似したかたちですべてのリース取引がオンバランス化されることが想定されている。

しかし、現在の基準においても、企業が負っている

リース債務を財務諸表利用者が正しく把握できない点や貸借処理（オフバランス）にあたり経営者に裁量の余地が多く与えられている点についての問題点が完全に排除されたわけではない。新会計基準の目的は、財務の透明性追求。だが、会計処理の煩雑さなどによって、以前より実態がわかりにくくなる可能性がある。

第6章 結論・まとめ

・従来のリース会計基準を変更し、簿外資産と債務(リース資産・債務)をオンバランス化することで、どのような影響を与えるのか？

■これまで日本企業のリース資産の借り手は、貸借処理を行うことで資産を貸借対照表のオフバランス項目とし、総資産を圧縮することが可能だった。こうした会計処理を選択することで総資産利益率を高めるといった効果があった。しかし、新基準では売買処理に一本化されることで、リース資産の借り手である企業側

には、資産のオフバランス化のメリットがなくなる。

この結果、企業によるリース取引は減少するとみられる。

・なぜ貸借対照表にオンバランスされた航空機、オフバランスされた航空機が生まれるのか？

■航空機等をオペレーティング・リースで導入している航空会社の資産は、決算書上では実際に使用している資産よりも少なく見える為、少ない資産で効率よく経営しているように見せることができる。

・IFRS（国際会計基準）への統合化により、各社のリース取引の会計処理にとどまらず、リース業界に大きな影響を与えた。例えば、リース市場の縮小を見越して、2007年4月にはダイヤモンドリースとUFJセントラルリースが合併して三菱UFJリースに、同年10月には三井住友銀リースと住商リースなどが合併して三井住友ファイナンス&リースに集約された。M&Aで「規模の経済性」を追求して事業基盤を強固にする狙いが背後にはある。

リース取引に限らず、今後進展していく日本基準とIFRSとのコンバージェンスのターゲットとなっている会計処理のなかには、日本企業の経営行動や財務業績に大きなインパクトを与える会計基準も少なくない。

今話題となっているのは、IFRS導入である。IFRS導入にあたって、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分は消え、リースは全て資産計上しなければならない。リース全てを資産計上には賛成だ。今までリースを財務諸表に記載していなかった企業が多かったが、IFRSを導入すればそういう企業がなくなり、一つ一つの企業の経済的実態がより一層わかるので利害関係者にとってその財務情報への信用度が上がると考える。

謝辞

研究の初めから終わりまで、暖かく見守りながらご指導頂きました村瀬儀祐先生に心より感謝し厚く御礼申し上げます。村瀬先生にはテーマや構成を決める際にいろいろアドバイスを頂き、そのかいあって、この卒論を完成することができたのだと思っています。

また、研究室で研究を共に勤しみ、アドバイスをくれた村瀬研究室の皆さまに、心から感謝申し上げます。

参考文献

- ・山添 清昭 監修 リース取引会計 2011 有限責任
監査法人トーマツ 清文社
- ・合格テキスト 日商簿記 1 級工業簿記・原価計算〈1〉
Ver.4.0 (よくわかる簿記シリーズ) TAC 出版; 第4版
2009
- ・加藤建治 著 最新リース取引の仕組みがよくわかる本
株式会社秀和システム
- ・伊藤邦雄 著 ゼミナール 現代会計入門 第9版 日
本経済新聞出版社